

令和4年度

江北町下水道事業特別会計予算書

議案第17号

令和4年度江北町下水道事業特別会計予算

令和4年度江北町の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ682,793千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

- 第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

- 第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

- 第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

上記の議案を提出する。

令和4年 3月 4日

江北町長 山田 恭輔

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		11,468
	1 分担金	11,467
	2 負担金	1
2 使用料及び手数料		108,068
	1 使用料	108,056
	2 手数料	12
3 国庫支出金		51,161
	1 国庫補助金	51,161
4 県支出金		1,770
	1 県補助金	1,770
5 繰入金		435,020
	1 他会計繰入金	435,020
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 諸収入		5
	1 預金利子	1
	2 雑収入	4
8 町債		75,300
	1 町債	75,300
歳入合計		682,793

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		12,173
	1 総務管理費	12,173
2 下水道事業費		263,091
	1 公共下水道費	197,746
	2 農業集落排水事業費	44,796
	3 浄化槽整備推進事業費	20,549
3 公債費		406,528
	1 公債費	406,528
4 諸支出		1
	1 繰出金	1
5 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		682,793

第 2 表 地 方 債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公 共 下 水 道 事 業	64,800	証 書 借 入	6.0%以内	融資条件による。 ただし、町財政の 都合により据置期間 及び償還期限を短縮 し、若しくは繰上償 還又は低利に借り換 えることができる。
農 業 集 落 排 水 事 業	7,600	〃	〃	〃
浄 化 槽 整 備 事 業	1,400	〃	〃	〃
公 営 企 業 会 計 適 用 事 業	1,500	〃	〃	〃
計	75,300			